

ない生徒が経済上の理由で就学困難な場合に、資金を貸付することを目的とする。

(1) 出願資格

母子家庭の児童、または父母のない児童

(2) 修学資金の種類

高校生 月額 1,000円

大学生 月額 3,000円

(3) 貸付期間

採用時よりその者の在学する正規の修業年限。

(4) 資金の返還

卒業、および実地修練終了6カ月後20年以内に年賦、半年賦にて返還する。

(5) 申込および期日各市町村役場で申込を受付けている。期日は随時

福島県母子福祉修学資金貸付状況 (38.2.28現在)

年度	区分	継続貸付		新規貸付		合計	
		人員	貸付額	人員	貸付額	総人員	貸付総額
37	高校	245	2,912	130	1,409	375	4,321
	大学	97	3,414	43	1,596	145	5,010
	計	342	6,326	178	3,005	520	9,331

5 野口英世記念会

財団法人が県内猪苗代町に支部がある。事業の1つとして昭和34年度に発足した奨学生制度があり、県関係の奨学生は毎年5～7名程度の高校奨学生が採用されている。

出願資格は県内中学校第3学年に在学する高校進学希望者で、特に医学、工業関係志望者に重点をおいている。募集期間は毎年8～9月頃、県教育委員会が委託して行なっている。

望者で、特に医学、工業関係志望者に重点をおいている。募集期間は毎年8～9月頃、県教育委員会が委託して行なっている。

6 各市町村奨学資金

県内各市町村にも奨学制度があり、応募資格、種別、貸与月額、返還については別表の通りである。

表6 福島県市町村育英事業団体一覧表 (38.2.28現在)

所在地	名称	奨学金月額		区	募集時期		年間採用予定人員		返還方法	現在学生数	契約数	重復不認	採用条件	
		高校	大学		分	高校	大学	高校						大学
福島市	福島市奨学資金	円	1,000	給付	月	1	名	20		37	有			
信夫村	信夫村		500	返還		3				2	無			
国見町	国見町奨学資金貸与条例		1,000	給付	年	10				5	有		町内居住者及び県北中卒業者に限る。	
白沢村	白沢村奨学資金	年	3,000	給付	年	4	回			34	無		定時制2学年まで。	
二本松市	二本松市奨学資金給与制度		1,500	給付		12		10		9	有			
郡山市	郡山市奨学資金給与条例		1,000	給付		8		50		50	有	○	市内に保護者と同住年数1年以上。	
	郡山ロータリークラブ		1,000	給付				6		5	有	○	〃	
	郡山ライオンズクラブ		1,000	給付				2		1	有	○	〃	
日和田	日和田町奨学資金		1,000	返還		2		5	15カ年の月賦	14	有		町内に保護者と同住し、日和田中在学中の者。	
富久山町	富久山育英会		1,500	給付		1～2		5	15カ年の月賦(月300円以上)	3	有		〃 富久山中 〃	
三穂田村	三穂田村奨学資金給与条例		2,000	給付		2		4		4	無	○	村内に係護者と引続き1年以上居住する事。	
逢瀬村	安積高校大槻農業部奨学資金		240	給付		4		5～6		13	有		卒業後本村農業振興に寄与する事。	
喜久田村	喜久田村奨学資金審査委員会		1,000	給付		1		2		1	有			
片平村	片平村奨学資金		300	給付		6				9	有			
須賀川市	須賀川市奨学資金	1,000	2,000	返還		4	4	3	3	貸与期間の2倍年数で年、月賦	5	6	有	市内居住年数1年以上の者